

財務要件型無保証人保証制度の創設について

(平成 30 年 4 月 1 日～)

本制度は、一定の財務要件のもとで経営者保証を不要とする保証を行うことにより、中小企業者の積極的な設備投資及び事業拡大を促すことを目的としています。

財務要件型無保証人保証制度の概要

項目	東京都制度融資 経営支援融資 事業承継支援型 経営者保証特例【略称：承継・経保特例】	全国統一制度 財務要件型無保証人保証制度
1. 対象となる方	<p>次ページに記載の「＜＜申込人資格要件について＞＞」を参照</p> <p>次のアからウまでのいずれかを満たすこと</p> <p>(ア) 事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと</p> <p>(イ) 事業承継をした日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと</p> <p>(ウ) 経営承継関連保証に係る東京都知事認定を受けたこと。</p>	<p>次ページに記載の「＜＜申込人資格要件について＞＞」を参照</p>
2. 融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）	
3. 資金用途	運転・設備	
4. 保証割合	責任共有対象	
5. 融資期間	運転 7年（据置期間1年以内を含む） 設備 10年（据置期間1年以内を含む）	
6. 返済方法	分割返済 （貸付期間1年以内の場合、一括返済も可能）	
7. 融資利率	<p>【固定金利】</p> <p>融資期間</p> <p>3年以内 : 1.7%以内</p> <p>3年超5年以内 : 1.8%以内</p> <p>5年超7年以内 : 2.0%以内</p> <p>7年超 : 2.2%以内</p>	金融機関所定の利率
8. 保証料率	責任共有対象の一般保証の保証料率（0.30%～1.90%） ＊「承継・経保特例」の場合は東京都が信用保証料の2分の1を補助します。	
9. 担保	原則として保証付融資の無担保残高が8,000万円超の場合は必要	必要に応じて
10. 保証人	不要	

(次ページに続く)

「申込資格要件について」

お申込の日の直前の決算において、次の要件を満たすことが必要です。

基準【1】～【3】について、①の要件を満たす中小企業で、②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤のいずれかを満たすこと。

項目	基準【1】	基準【2】	基準【3】	充足要件
①純資産額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件
②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	ストック要件 (1つ以上充足)
③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	
④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	フロー要件 (1つ以上充足)
⑤インタレスト・ガレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	

②自己資本比率 = 純資産の額 ÷ (純資産の額 + 負債の額) × 100

③純資産倍率 = 純資産の額 ÷ 資本金

④使用総資本事業利益率 = (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ 資産の額 × 100

⑤インタレスト・ガレッジ・レシオ = (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ (支払利息 + 割引料)

参考：「経営者保証を不要とする取扱い」

「経営者保証を不要とする取扱い」の詳細については[こちらのページ](#)をご参照ください。